

法人インターネットバンキングをご利用の皆様へ

＊ ＊手数料先方負担指定時の手数料算出方法変更について＊ ＊

お客様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当庫ではお客様が手数料先方負担のご指定時に、先方負担手数料差引後の振込額により差引前と差引後の手数料が相違する場合エラーとしています。新先方負担手数料算出方式に変更されることでエラーとしない対応となります。

なにとぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

例として

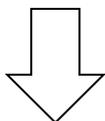
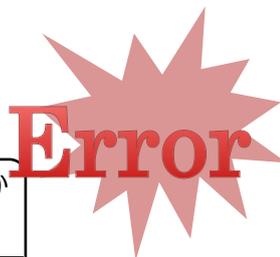
30,000円以上の振込手数料を400円

30,000円未満の振込手数料を300円とした場合

(現行)

| 支払金額 | 計算上差引く先方負担手数料 | 振込金額 | 振込金額にかかる本来の手数料 |
|---------|---------------|---------|----------------|
| 30,300円 | 400円 | 29,900円 | 300円 |

※ この場合、先方負担に差額が発生するためエラーとしている。



(新方式)

| 支払金額 | 計算上差引く先方負担手数料 | 差引き後振込金額 | 先の振込金額にかかる本来の手数料 | 振込金額 |
|---------|---------------|----------|------------------|---------|
| 30,300円 | 400円 | 29,900円 | 300円 | 30,000円 |

※ 「支払金額」と「振込金額と振込手数料の合算額」は必ず一致する。



《変更日》

令和4年8月1日

本件に関するお問い合わせ先
興能信用金庫 事務統括部
TEL：0768-62-4560
鳳珠郡能登町字宇出津ト字 59-4

今後とも興能信用金庫をよろしくお願いいたします。